

東洋史研究

第七十七卷 第二號 平成三十年九月發行

唐律における流刑の本質

—— 恩赦との關係を中心に ——

辻 正 博

緒言

一 問題の所在 —— 先行學說の檢討

(一) 滋賀秀三說の檢討

(二) 富谷至說の檢討

二 「從戶口例」の意味するところ —— 用例の檢討

(一) 「從戶口例」の用例

(二) 唐律における用例の檢討

(三) 律疏における「戶口」の用例と意味

(四) 「於配處從戶口例」の解釋

三 流人の課役負擔と附籍

(一) 流人の課役負擔

(二) 計帳と戶籍の作成

(a) 計帳

(b) 戶籍

(三) 流人の課役負擔

(四) 流人はいつ配所で附籍されるか

結び

緒言

わたくしは以前、唐律の流刑制度について、律令に規定された刑罰内容、裁判手続き、刑の執行、隋制との比較、配流の距離の起點、配所における流人の扱い等の諸點について考察を加え、不十分ながらもまとめたことがある。⁽¹⁾このうち、配流の距離の起點など幾つかの論點については、通説と異なる見解を提示することとなつたけれども、研究の基礎となつた部分は、滋賀秀三氏ら先學によつて培われた成果に依據するところが多かつたこと、改めて申すまでもない。

今回取り上げようと思う唐律の條文——名例律24條——についても、わたくしはこれまで、通説的な理解に従つて解釋してきたつもりであつた。しかし近年、「天聖令」殘卷の公刊など唐代律令をめぐる研究環境が激變する中、本條の解釋にも疑義を抱くに至り、改めて検討を加えた結果、後述の如く、通説に對するわたくし自身の理解が不十分であつたことに加えて、通説の解釋も必ずしも正確ではないことに氣づいた。小論では、唐律條文の解釋に對する検討を端緒として、流刑と恩赦との關係について考察を試み、唐律の刑罰原理について言及するとともに、唐律における流刑の本質についても一言したいと思う。考への未熟な部分も多々あるが、敢えて卑見を申し述べ、諸賢のご高批を仰ぐ次第である。

一 問題の所在 —— 先行學說の検討

(一) 滋賀秀三說の検討

さて、唐律⁽²⁾は、配所に到着した後の流人の居作について、次のように定めている。

諸て流を犯し應に配すべき者は、三流俱に役すること一年〔本條に加役流と稱する者は、流三千里、役すること三年。役滿ち及び赦に會ひ役を免ぜらるる者は、即ち配處に於いて戸口の例に従ふ〕。妻妾はこれに従ふ。父祖子孫の隨はんと欲する者

は、これを聽す。移郷人の家口も、亦たこれに准ず。若し流移の人身喪うしなせなば、家口附籍を経たりと雖も、三年内に還るを願ふ者は、放還す。卽し蠱毒を造畜するものの家口ならば、還るを聽すの例に在らず（下條もこれに准ず）。

諸犯流應配者、三流俱役一年（本條稱加役流者、流三千里、役三年。役滿及會赦免役者、卽於配處從戸口例）。妻妾從之。父祖子孫欲隨者、聽之。移郷人家口、亦准此。若流移人身喪、家口雖經附籍、三年内願還者、放還。卽造畜蠱毒家口、不在聽還之例（下條准此）。（唐名例律24條）

本條によれば、居作の年限が満了した場合および服役中に恩赦に會つた場合、流人は「配處に於いて戸口の例に従ふ」ことになっている。これについて、滋賀秀三氏は以下のように解説している。

流とは遠隔地への強制移住と、移住地すなわち配所において執行される徒一年（加役流は徒三年）の服役とを組合せた刑罰である。……（中略）……配所において、本人および家族は當地の戸籍に登録されてその住民となる。本人が服役を終つた後は、田の班給、課役の負擔等すべてにおいて一般住民と差別されない。ただ、六載の後（特別な場合は三載の後）でなければ官途に就くことができないという制限を受けるだけである。（律令研究會編、滋賀秀三譯注『譯註日本律令五 唐律疏議譯註篇一』東京堂出版、一九七九年（以下、『譯註五』と略稱）、一四六頁）

さらに滋賀氏は、流刑という刑罰が成り立ち得た背景について、次のように述べる。

かような強制移住という刑罰が可能であつた背景には、唐の制度において、人民は一般に戸籍に登録された土地に住することを義務づけられ、正當な理由と官憲の許可に基づかない移住や放浪を禁止されていたという事情がある（補1112、拾遺二三七頁參照）。流人が永久にもとの郷里に戻ることができないのは、すでに戸籍が移されたという事實（3）（4）に基づく一般的な拘束のゆえであつて、罪に對するとがめが繼續しているゆえではない。したがつて、再び郷里なり都なりに呼戻すという意味における赦免という觀念は、唐の流刑とは本來は無縁である。本條第一項注に定めるように、配所で恩赦に會えば服役を免ぜられて、「配所ニ於テ戸口ノ例ニ從フ」のであつて、呼び戻されるのではない。

すでに死刑の執行を受けた者が恩赦に會つても蘇らないのと同様である。(『譯註五』一四六頁)
 なお、流人本人が死亡した際の家族の扱いについて、滋賀氏は、

家族は配所に到着の日から三年——すなわち偶然のめぐり合わせにかかわらず必ず配處の戸籍に登載されるに至るだけの期間——の経過によつて確定的に當地の住民になつたものと見做す。それ以前に本人が死亡すれば家族の去就はその自由意志に委ねられる。(『譯註五』一四六頁)

と説明する。滋賀氏は、條文中の「三年内」なる文言を「家口が到着してから三年内」と解するが、これは、「流人の死亡から三年以内」と理解するそれまでの通説⁶⁾とは大きく異なる見解である。滋賀氏はその理由を以下のように説明する。

「經附籍三(二六)——日本律の場合。引用者注)年内」という奥には第一に、流人が死亡したならばいまだ附籍していない家口は還るをゆるそう、という基本的な立法意志がある。ただし、そのまま立法しては、たまたま早く造籍の年にめぐりあつた者は遅くめぐりあう者に比べて損をするという不公平が起る。そこで第二に、めぐりあわせのよし悪しにかかわらず誰でも必ず附籍されおわる期間すなわち三年なり六年なりの経過をもつて、現實の附籍におきかえるという修正を加える。こうして出來たのがこの規定である。以上の限りでは如何なる論者にも異論はあり得ないであろう。問題は、立法者の意中にあつた「附籍」が初めて配所の戸籍に載ることの意味であるのか、流人が死亡して家口の中の誰かが戸主となつて自ら申告して籍につく最初の機會を意味するものであるのか、という見解の岐れに歸着する。そうして見ると私は、附籍という言葉の通念として、前者であると考えざるを得ないのである。附籍といふこの單純な言葉によつて、後者のような特殊な内容を立法者が考えていたと見ることは、いかにも無理ではあるまいか。いわんや疏文にも「流人若シ配所ニ到ラバ、三年ニシテ必ず造籍ヲ經」というにおいてをや。(『譯註五』一四四頁)

では、流刑の「強制移住はどの時點でその執行を終り恩赦の及ばない既成事實を發生したものと認められるに至るの

か」〔譯註五〕一四六頁)。滋賀氏は、その答えを名例律25條の中に見出す。

諸て流配人、道に在りて赦に會ひ、行程を計りて限を過ぐる者は、赦を以て原すを得ず（上道の日より行程を總計して違ふる者を謂ふ）。故有る者は、この律を用ひず。若し程内に配所に至る者も、亦た赦原に従ふ。逃亡せし者は、程内に在りと雖も、亦た免ざるの限りに在らず。即し逃者身死すれば、隨ふ所の家口は、仍ほ上法に准じて還るを聽す。諸流配人、在道會赦、計行程過限者、不得以赦原（謂從上道日總計行程有違者）。有故者、不用此律。若程内至配所者、亦從赦原。逃亡者、雖在程内、亦不在免限。即逃者身死、所隨家口、仍准上法聽還。

本條は、流人が配所への護送中に恩赦に會つた場合の措置について定めた條文である。その内容は概略、以下のように要約し得る。

- ① 流人が配所に護送される途中で恩赦に會つても、本來配所に到着しているはずの期日を過ぎていた場合には赦免されない。但し特段の理由ある場合は、この限りでない。
 - ② 所定の期日以内に配所に到着している場合には、恩赦により罪を赦される。
 - ③ 途中で逃亡した流人については、恩赦が「程限」、つまり、本來、配所に到着しているはずの期日の内にあつても、罪を赦さない。但し、逃亡者が死亡した場合、隨行の家口は、②の規定に基づいて歸還が許される。
- そして滋賀氏は、流刑と恩赦との關係について、「流人が配所に到着するまでに恩赦に會えば、その時點で刑罰（強制移住）が免除される」という原則を本條のうちに見出し、次のように記す。

流刑の構成要素である強制移住は、……（中略）……素朴的には配所への到着によつて執行が完了するけれども、それをそのまま認めたのでは旅程で怠けて進まない者ほど得をするという不公平を生ずるがゆえに、法定速度によつて計算して、……（中略）……配所に到着すべき筈の期日をもつて、現實の到着におき替えるというのが本條の趣旨である。

しかし、滋賀氏のこうした條文解釋について、わたくしには些か腑に落ちぬところがある。とりわけ、名例律24條注「於配處從戶口例」の一句を、滋賀氏が「配所において、本人および家族は當地の戶籍に登載されてその住民になる」と解釋する點についてである。

戶籍の作成は三年に一度しか行われぬ（後掲の復舊戶令22乙條を参照）。名例律25條の疏に見える「流人若到配所三年、必經造籍」なる文言の中に、滋賀氏は「家族は配所に到着の日から三年——すなわち偶然のめぐり合わせにかかわりなく必ず配處の戶籍に登載されるに至るだけの期間——の經過によつて確定的に當地の住民になつたものと見做す」ことの據りどころを見出すが、同時にこの文言は、流人が配所に到着したのち、直ちには附籍されないことも示唆している。一方、流人が配所に到着してから附籍されるまでの間に恩赦に會つたとしても、彼の郷里への歸還が認められないことは、名例律25條の規定から明白である。とすれば、「流人が永久にもとの郷里に戻ることができないのは、すでに戶籍が移されたという事實に基づく一般的な拘束のゆえ」と説明することには、無理があるのではないか。

(二) 富谷至説の檢討

富谷至氏は、近著『漢唐法制史研究』（創文社、二〇一六年）において特に一章を割き、流刑成立の歴史的經緯と刑罰としての意味について詳論した。その論點は多岐にわたるが、ここでは「流刑の執行に關して」の項（該書二八四～二八七頁。以下、特に斷わらない限り、本節での頁番號は前掲富谷氏著書のもの）で議論されている問題について、檢討しておきたい。

富谷氏は、前節で檢討した、流刑の執行完了に關する滋賀氏の見解に對して、以下のような疑問を投げかける。

流刑とは、罪を犯した人間を強制的にある決められた場所に移動させる刑罰であり、その執行は、流人が配所に到着したことをもつて、完了する。滋賀秀三は、そう解説し、辻もそれに同意する。……（中略）……流刑の執行は、配所への到着でもつて完了する、という考えは、一つにはいったん配所に送られた以上、赦によつて放免されることはな

という法理があり、名例律二五には、配所に移動の途中では赦の適用を受けるとする。いま、赦が刑執行の中断であるとするれば、中断の対象となるのは、移動の途中であり、移動後にはそれが及ばない、赦が執行後の刑罰に及ばない以上、流刑執行の完了は配所への到着をもってなる、これが流刑の執行が配所への到着で完了するとの理解が依って立つ所以であろう。しかし、それはおかしいのではないだろうか。(二八四―二八五頁)

通説に對する富谷氏の問題提起の論理は、次のように整理できるであろう(二八五―二八七頁)。

- ① 「配所への到着でもって刑罰の執行が完了する」ということは、流刑の「處罰を實行することが終わる」ということを意味する。
- ② とすれば、「流刑の目的は、移動ということになり、換言すれば、流刑地への移動は、流刑の手段ではなく、流刑の目的だということになる」。そして、「移動が完了すればそれで刑が完遂するならば、移動後の定住の強制は制裁ではない」。滋賀氏が指摘する唐制の特徴(人民は一般に戸籍に登録された土地への居住を義務づけられ、移住・放浪は原則禁止)と配所における課役義務の存在(一般庶民と同じ扱い)も、それを裏づけている。
- ③ しかし、「流刑地への強制移動でもって刑罰の執行が完了するとみるならば、効果はその目的地までの移動ということになり、いったいそれが受刑者にいかほどの傷害を與えることになるのか」。
- ④ また、流刑には「一年の強制労働刑が科せられている。役、もしくは居役と律・疏議に見えるこの刑罰は、正刑ではなく、あくまで流刑の附加刑といわねばならない。いま、流刑が配地の到着でもって刑罰の執行が終了したと考えた場合、それに附加される正刑は存在しなくなり、居役自體を正刑と見なさねばならず、自家撞着に陥る」。
- ⑤ 以上から、「流刑は、配所への到着でもって刑罰の執行が完了する」という考えには、やはり無理がある。

そして、富谷氏の流刑についての考えが、以下のように示される。

私は流刑は、都から放擲しそこに強制的に居住させる。戸籍の登記は、移動を認めないことの具體的措施であり、流

刑は、他所に移動し、一定の距離を保ち、受刑者をその地に固定する措置である。また遠方であればそこに、一種の強制に伴う障害が発生するのだと考えたい。そう考えれば、移動は、刑罰執行の準備段階であり、むしろ配所の到着をもって刑罰執行がはじまるということになろう。(二八六―二八七頁)

では以下に、富谷氏の所説について検討を加えてゆきたいと思う。

まず、流刑の刑罰執行に關する通説を、氏が「流人が配所に到着したことをもって、完了する」と理解している点についてである。滋賀氏は、唐律の流刑を「遠隔地への強制移住と、移住地すなわち配所において執行される徒一年(加役流は三年)の服役とを組み合わせた刑罰」と理解し、前掲の名例律25條「解説」においても、「流刑の構成要素である強制移住」に問題を限定して執行完了の時点について論じている。ところが、わたくしは滋賀氏のこうした周到な議論に注意が及ばず、「流刑の執行は、配所への到着したことをもって完了したとされる」と短絡的に理解してしまった。⁷⁾ 富谷氏のご批判を受けて、ここに拙著の誤りを正し、滋賀説に従う旨を言明したい。

さて、富谷氏の批判がわたくしの流刑理解に對するものであるとして、滋賀説に對してはどうであろうか。

滋賀氏の理解によれば、流刑は「遠隔地への強制移住と、移住地すなわち配所において執行される徒一年(加役流は三年)の服役とを組み合わせた刑罰」であり、「強制移住」は流刑の一構成要素にすぎず、その執行完了が直ちに「流刑」全ての執行完了を意味するわけではない。配所到着後に科される居作も流刑の構成要素の一部であり、「正刑」と見なし問題はなく、敢えて「附加刑」と考える必要はないであろう。

また、富谷説によれば、流刑とは、「都から放擲しそこに強制的に居住させる」刑罰、「他所に移動し、一定の距離を保ち、受刑者をその地に固定する措置」であって、「移動は、刑罰執行の準備段階であり、むしろ配所の到着でもって刑罰執行がはじまる」という。こうした氏の理解の背景には、漢代の「徙邊刑」が「終身刑」であったとする考えがあるように思う。富谷氏によれば、前漢の文帝が肉刑を廢止して以後、恩赦により死一等を減じた場合の代替刑としては宮刑が用

いられたが、後漢になって宮刑が代替刑として適用されなくなると（自宮宦官の増加が主因）、前漢後半期から登場した徒邊刑がそれに取って代わった。徒邊刑は、漢代の正刑の一たる髡鉗城旦刑（五歳刑）とは別の、「死刑の代替刑として、死刑を一等減刑した特別に設けられた刑罰」であり、「律の中に規定された刑罰ではない」、「これまで正刑の體系の中にはなかった」刑罰である。「邊境に強制移住させられそこで生涯軍役に服する」ことを内容とするこの新たな刑種は「終身刑であり、徒邊場所の戸籍に登録されて移動は許されず、皇帝の詔によらねば、本郡への歸還はできなかった」（以上、二九三―二九九頁）。

わたくしも以前、流刑の淵源について論じた際、漢代の「徙遷刑」に言及したことがある。⁽⁸⁾そこで検討した事例の多くが邊境への強制移動を含むものであったにもかかわらず、それを「徙遷刑」と呼稱したのは、大庭脩氏による先行研究の影響を受けたことの外に、漢律における正刑であった髡鉗城旦刑の枠の中でこの刑罰を捉えようとし、また、漢代の徙遷刑が後世の流刑には直接結びつかないことを強調しようとしたためであった。

いま、富谷氏の問題提起を承けて、改めて漢代の「徙遷刑」について考えてみたい。富谷氏は、減死一等の刑たる徙遷には、「正刑である強制労働刑¹¹髡鉗城旦の労働場所への移動と、死刑の代替刑として新たに設けられた徙遷刑の二種があり、史料には、ともに「徙」という表現を使っているが、両者が混在している」と述べる（二九八頁）。前者（髡鉗城旦）は五年間の勞役刑であり、罪人の移動は労働場所への移動であるがゆえに、移動先が邊境である必要はない。これに對して後者（新たに設けられた徙遷、つまり「徙邊刑」）の場合は、「勞役（邊戍という軍役に必然的に附隨した移動）（三〇四頁）なのであり、罪人は邊境にて「無期（不定期）勞役刑」（三〇三頁。氏はこれを「無期軍役刑」（三〇七頁）或いは「終身刑」（二九九頁ほか）とも表現する）に服する。そしてこの徙邊刑が、後漢前期ごろを境に、宮刑に代わる死刑代替刑として採用された。そして、この徙邊刑こそが、北魏に至って「正刑」として律文に規定され、さらに「流刑」という名稱で法定正刑として律・令に記され、唐律の流刑へと繋がってゆくとする。

富谷説で注目すべきは、漢代の「徙遷」には、五歳刑たる髡鉗城旦刑と無期軍役刑（終身刑）たる徙邊刑との二種が混在しているという指摘である。富谷氏は、徙邊者に本郡歸還を許す詔敕に着目し、そこに長期間（五年以上）にわたり邊境で軍務・軍役に従事する者の存在を見出した。そして、徙遷刑は終身刑であり、徙邊場所の戸籍に登録されて移動は許されず、皇帝の詔がなければ本郡への歸還が許されず、配所にあつては邊境防衛・軍事役務が課せられたとする（二九九頁）。また、徙遷刑には、京師からの放逐や、永久追放という思想は稀薄であり、邊境への移動は軍役従事を目的とするものであつたとし、功利的目的刑としての側面を強調する（三〇一頁）。

さらに富谷氏は、終身刑たる徙遷刑が北魏に至つて法定正刑となる過程についても論及する。まず、文成帝の和平末年（四六五年頃）になされた源賀の上書により、減死一等の刑として徙遷刑が行われるようになった。次いで、孝文帝・太和十六年（四九二）の律において流刑は正刑の一つとなつた。流刑の内實が終身にわたる戍邊であつたことは、わたくしも以前に指摘したことがあるけれども、それを「徙遷刑の常制化」と位置づけたところに富谷説の妙味がある。

流刑執行の完了についての通説的理解に對する富谷氏の疑義が、流刑を「徙遷刑の常制化」と捉える氏の考えに由来すること、言うまでもなからう。ただ、北魏の流刑から隋唐の流刑に至るまでには、いまだ少し階梯を踏まねばならないが、そのあたりのことについての富谷氏の考究は些か厚重さを缺く。北周の流刑は、配流の距離に應じて五段階の等級が設けられた一方で、配所での勞役を伴わなかつた。ところが、隋・開皇律において流刑は、配流の距離による等級が三段階とされた外に、配所における有期の居作が課せられることとなり、これが唐律の流刑にも繼承された。つまり、唐律の流刑は、罪人を所定の距離だけ強制移動させたのち、配所で所定の年限だけ勞役に服せしめる刑罰であるが、これは、終身の軍役に従事させるため罪人を邊境に移動させた北魏の流刑とは、大きく異なると言わざるを得ない。無論、富谷氏もこの點には注意を拂い、

北魏になつて、それ（流刑引用者）が常刑となり、また流という名稱が律と令に記されるようになる。しかし、そ

の段階ではまだ唐の強制移動刑である流刑の性格は備わっておらず、また配流が京師からの距離でもって何段階かに分けられたのではなく、終身軍役刑としての性格を残していた。それが北周になって配流の距離に差を設けた五段階の流刑が、笞杖徒流死の五刑の一つとして制度化され、以後隋唐へと繋がったのである。(三二二頁)

とは記すものの、唐律の流刑が強制移動と居作の二段階から成る刑罰であることには、さほど重きを置いていないように思われるのである。

繰り返しになるが、富谷氏は流刑を、「都から放擲しそこに強制的に居住させる」刑罰、「他所に移動し、一定の距離を保ち、受刑者をその地に固定する措置」であると理解し、「移動は、刑罰執行の準備段階であり、むしろ配所の到着をもって刑罰執行がはじまる」と主張する。しかし、唐律の流刑が、配所への強制移動刑と配所での有期勞役刑とを組み合わせた刑罰であるとするれば、移動を「刑罰執行の準備段階」とする見方は當らないのではないか。

以上、流刑の刑罰執行完了をめぐる滋賀氏と富谷氏の所説について検討を加えてきた。このうち、富谷氏の説については、拙論に對する批判は甘受するとして、滋賀説に對する批判は當らないように思う。名例律24條注「於配處從戶口例」についての滋賀氏の理解については、以下でさらに検討してゆきたいと思う。

二 「從戶口例」の意味するところ —— 用例の検討

名例律24條の注にいう「於配處從戶口例」とは、具體的に何を意味するのであろうか。他の史料に見える用例から、これを明らかにしたい。

(一) 「從戸口例」の用例

唐宋時代の法典資料において、前掲の唐名例律24條を除けば、「從戸口例」の用例は、管見の限りにおいて、次の一例を検出し得るのみである。

諸て緣坐の編管・羈管人、永く放還せざる者は、編管・羈管の處にて六年に及べば、公憑を給し、戸口の例に從ひて籍に附す。（原注省略）佗州に於いて籍に附ざるを願ふ者は、牒もて送るを許す。仍ほ廂耆・鄰人を責して常に所在を知らしめ、官司は追擾して呈集するを得ず。

諸緣坐編管・羈管人、永不放還者、編管羈管處及陸年、給公憑、從戸口例附籍。（原注省略）願於佗州附籍者、許牒送。仍責廂耆鄰人常知所在、官司不得追擾呈集。（『慶元條法事類』卷七五、刑獄門、編配流役、戸令）

これは、六年を経過しても自らの郷里への歸還を許されない特殊な編管・羈管人に對する規定である（通常の編管は、六年の有期刑である）。つまりこの條文は、こゝした特殊な編管・羈管人が、戸令に規定されていたであろう「戸口の例」に從つて附籍されることを定めたものである。わざわざ「從戸口例附籍」と記されていることは、「從戸口例」が直ちに「附籍」を意味するわけではないことを示唆している。では、「戸口の例」とは具體的に何を指すのであろうか。次に、唐律における用例を検討してその手がかりを探りたいと思う。

(二) 唐律における用例の検討

唐律條文について、「從……例」の用例を調べたところ、以下の二例を検出し得た。

① 名例律10條

諸て七品以上の官及び官爵請を得る者の祖父母・父母・兄弟・姊妹・妻・子孫、流罪已下を犯さば、各おの一等を減

ずるの例に従ふ。

諸七品以上之官及官爵得請者之祖父母・父母・兄弟・姊妹・妻・子孫、犯流罪已下、各從減一等之例。

ここにいう「減一等之例」とは、名例律9條

諸て皇太子妃大功以上の親、應に議すべき者の期以上の親及び孫、若しくは官爵五品以上にして、死罪を犯す者は、上請す（原注省略）、流罪以下は、一等を減ず。（下略）

諸皇太子妃大功以上親、應議者期以上親及孫、若官爵五品以上、犯死罪者、上請（原注省略）、流罪以下、減一等。

（下略）

の傍線部分の規定を指す。

② 名例律22條

諸て官を以て徒に當つる者、罪輕くしてその官を盡くさざれば、官を留めて收贖し、官少くしてその罪を盡くさざれば、餘罪は收贖す。その除免を犯す者は、罪輕しと雖も、例に従ひて除免し、罪若し重ければ、仍ほ當贖の法に依る。その爵を除かるる者は、餘罪有りと雖も、贖せず。

諸以官當徒者、罪輕不盡其官、留官收贖、官少不盡其罪、餘罪收贖。其犯除免者、罪雖輕、從例除免、罪若重、仍依當贖法。其除爵者、雖有餘罪、不贖。

この場合の「例」とは、

〔名例律18條〕

諸て十惡・故殺人・反逆緣坐を犯し（本と應に緣坐すべきに、老・疾もて免るる者も、亦た同じ）、獄成る者は、赦に會ふと雖も、猶ほ除名す（獄成るとは、賊狀露驗し及び尙書省斷じ訖りて未だ奏せざる者を謂ふ）。卽し監臨主守、監守する所の内に於いて姦・盜・略人を犯し、若しくは受財して枉法する者、亦た除名し（姦とは、良人を犯すを謂ふ。盜及び枉法は、

賊一疋の者を謂ふ、獄成り赦に會ふ者は、免所居官とす。〔降に會ふ者は、免官の法に同じ。〕それ雜犯の死罪、即し禁に在りて身死し、若しくは死を免れて別に配せられ、及び死に背きて逃亡する者は、竝びに除名す。

諸犯十惡、故殺人・叛逆緣坐〔本應緣坐、老・疾免者、亦同〕、獄成者、雖會赦、猶除名。〔獄成、謂賊狀露驗及尙書省斷記未奏者。〕即監臨主守、於所監守内犯姦・盜・略人、若受財而枉法者、亦除名〔姦、謂犯良人。盜及枉法、謂賊一疋者〕、獄成會赦者、免所居官。〔會降者、同免官法。〕其雜犯死罪、即在禁身死、若免死別配、及背死逃亡者、竝除名。

〔名例律19條〕

諸て姦・盜・略人を犯し及び受財して枉法せず〔竝びに徒以上に斷ぜらるるを謂ふ〕、若しくは流徒を犯し獄成りて逃走し、祖父母・父母死罪を犯して囚禁せらるるに、而るに樂を作し及び婚娶する者は、免官す〔謂ふところ二官竝びに免す。爵及び降所不至の者は、留むるを聽す〕。

諸犯姦・盜・略人及受財而不枉法〔竝謂斷徒以上〕、若犯流徒獄成逃走、祖父母・父母犯死罪被囚禁、而作樂及婚娶者、免官〔謂二官竝免。爵及降所不至者、聽留〕。

〔名例律20條〕

諸て府號・官稱・父祖の名を犯し、而るに榮を冒してこれに居り、祖父母・父母にして老疾侍無きに、親を委すて官に之き、父母の喪に在りて、子を生み及び妾を娶り、兄弟別籍異財し、哀を冒して仕を求め、若しくは監臨内の雜戸・官戸・部曲の妻及び婢を姦する者は、免所居官とす〔謂ふところ居る所の二官を免す。若し兼ねて勳官を帶ぶる者は、その職事を免す。即し冒榮に因りて遷任せし者は、竝びに冒す所の告身を追す〕。

諸府號・官稱犯父祖名、而冒榮居之、祖父母・父母老疾無侍、委親之官、在父母喪、生子及娶妾、兄弟別籍異財、冒哀求仕、若姦監臨内雜戸・官戸・部曲妻及婢者、免所居官〔謂免所居之一官。若兼帶勳官者、免其職事。即因冒榮遷任者、竝追所冒告身〕。

〔名例律21條〕

諸て除名の者は、官爵悉く除き、課役は本色に従ふ。六載の後に敘するを聽し、出身の法に依る。若し本犯 免官に至らずして特に除名せらるる者は、敘法は免官の例に同じ（婦人 夫・子に因りて邑號を得、除名を犯す者は、年滿つるの後、夫・子見在して官爵有る者は、式に依りて敘するを聽す）。免官の者は、三載の後、先品より二等を降して敘す。免所居官及び官當の者は、期年の後、先品より一等を降して敘す。

諸除名者、官爵悉除、課役従本色。六載之後聽敘、依出身法。若本犯不至免官而特除名者、敘法同免官例（婦人 因夫・子得邑號、犯除名者、年滿之後、夫・子見在有官爵者、聽依式敘）。免官者、三載之後、降先品二等敘。免所居官及官當者、期年之後、降先品一等敘。

の各規定を指す。これらの検討から明らかなのは、唐律において「……の例に従ふ」という場合、「例」とは、何らかの具體的な法的規定を指すということである。

（三）律疏における「戸口」の用例と意味

次に、律疏に見える「戸口」の用例とその意味について検討を加えたい（律文中に「戸口」の語は見當らない）。なお、「律疏」のテキストは、原則として『重詳定刑統』¹¹（すなわち『宋刑統』）以下、『刑統』と略稱）に據った。さて、律疏における「戸口」の用例は、以下の通りである。

名例律36條、戸婚律2條・4條…「脱漏戸口」

衛禁律33條、職制律33條…「以故陷敗戸口・軍人・城戍」

捕亡律11條…「故縱戸口」

これらの用例において「戸口」はいずれも、「戸」（一家）および「口」（戸の構成員）、の意味で用いられている。戸婚律

1條に、

諸て脱戸する者は、家長は徒三年、課役無き者は、二等を減じ、女戸は又た三等を減ず（一戸俱に附貫せざるを謂ふ。若し家長に由らざれば、その由る所を罪す。即し見に役任に在る者は、脱戸すと雖も、及び口を計りて多き者は、各おの漏口の法に従ふ）。脱口し及び年狀を増減し（疾・老・中・小の類を謂ふ）、以て課役を免るる者ば、一口ならば徒一年、二口ごとくに一等を加へ、罪は徒三年に止まる。その増減して課役を免るるに非ず、及び課役無きの口を漏する者は、四口を一口と爲し、罪は徒一年半に止まる。即し四口に満たざれば、杖六十（部曲・奴婢も亦た同じ）。

諸脱戸者、家長徒三年、無課役者、減二等、女戸、又減三等（謂一戸俱不附貫。若不由家長、罪其所由。即見在役任者、雖脱戸、及計口多者、各從漏口法）。脱口及増減年狀（謂疾・老・中・小之類）、以免課役者、一口徒一年、二口加一等、罪止徒三年。其増減非免課役、及漏無課役口者、四口爲一口、罪止徒一年半。即不滿四口、杖六十（部曲・奴婢亦同）。とあり、また、その疏に、

率土の黔庶には、皆な籍書有り。若し一戸の内、盡く脱漏して附籍せざる者は、由る所の家長は合に徒三年たるべし。身及び戸内に並びに課役無き者は、二等を減じ、徒二年。若し戸内に並びに男夫無く、直だ女人を以て戸と爲し而して脱する者は、又た三等を減じ、合に杖一百たるべし。

率土黔庶、皆有籍書。若壹戸之内、書（當作「盡」）脱漏不附籍者、所由家長合徒叁年。身及戸内竝無課役者、減貳等、徒貳年。若戸内竝無男夫、直以女人爲戸而脱者、又減叁等、合杖壹伯。（『刑統』卷二二、戸婚律、脱漏増減戸口）

とあることから明らかなように、王朝が戸口の把握に努めるのは、第一義的には「課役」すなわち租・調・役（庸）を徴収するためである。これに基づいて考えれば、「戸口の例に従ふ」とは、「王朝に把握される（一般の）人民と同じ規定によつて取り扱う」という意味に解すべきであろう。

(四) 「於配處從戸口例」の解釋

では、名例律24條注「役滿及會赦免役者、即於配處從戸口例」は、どのように解釋するのが妥當であるうか。名例律24條注の疏には、

役すること一年及び三年に滿ち、或は未だ滿たずして赦に會はば、即ち配所に於いて戸口の例に従ひ、課役は百姓に同じ。選に應ずる者は、滿六年を須^主つ。故に令に云ふ「流人配所に至り、六載以後仕ふるを聽す。反逆縁坐流及び反逆に因り死を免じて配流せらるるは、この例に在らず。即し本犯應に流たるべからざるに而るに特に配流せらるる者は、三載以後亦た仕ふるを聽す」と。(『刑統』卷三、名例律、犯流徒罪)

役滿壹年及叁年、或未滿會赦、即於配所從戸口例、課役同百姓。應選者、須滿陸年。故令云「流人至配所、陸載以後聽仕。反逆縁坐流及因反逆免死配流、不在此例。即本犯不應流而特配流者、叁載以後亦聽仕」。(『刑統』卷三、名例律、犯流徒罪)

とあり、「百姓(一般人民)と同様に課役が課される」ことを意味する文言が「從戸口例」の後ろに附加されている。律の注文には「役滿及會赦免役者、即於配處從戸口例」とあるので、「即於配處從戸口例」は、「居作滿了者および赦による免役者」について説明した文言と理解することができる。

ならば、「戸口の例」とは具體的に何を指すのか。素直に考えれば、一般人民に對する課役負擔についての規定と見るべきであろう。これについては、後に言及する。

三 流人の課役負擔と附籍

「從戸口例」が「配所において、本人および家族は當地の戸籍に登録されてその住民になる」ことを直ちには意味し

ないとすれば、流人が配所で附籍されるのはいつなのか。また、流人はどの時点から課役を負擔するようになるのか。

(一) 流人の課役負擔

天聖賦役令・不行唐令15條の記載から、居作に服役している間、徒刑囚が課役を免除されていたことは明らかである。

諸て正・義及び常平倉の督、縣博士、州縣助教、視流外九品以上、州縣市令、品子の雜掌・親事・帳内に任ぜらるるもの、國子・太學・四門・律・書・算等の學生、俊士、無品の直司人、衛士、庶士、虞候、牧長、內給使、散使、天文・醫・卜・按摩・咒禁・藥園等生、諸州醫博士・助教、兩京坊正、縣錄事、里正、州縣佐・史・倉史・市史、外監錄事・府・史、牧尉・史、雜職、驛長、烽帥、烽副、防閤、邑士、庶僕、傳送馬驢主、採藥師、獵師、宰手、太常寺音聲人、陵戸、防人の防に在るもの、及び將に防年ならんとして本州の防に非ざる者、徒人の役に在るもの、流人の侍に充てらるるものは、配所に在りて侍に充てらるる者を謂ふ、三年外は常式に依る、並びに課役を免す。その貢舉人誠に第を得、並びに諸色人年勞已に滿ち、應合まさに入流すべきに、事故有りて未だ敘せざる者は、皆なこれに準る。それ流外長上の三品以上及び品子の雜掌に任ぜらるるもの並びに親事・帳内、理を以て解かるる者も、亦たこの例に依る。應に敘せらるべきに赴かざる者は、即ち無資の法に依る。

諸正・義及常平倉督、縣博士、州縣助教、視流外九品以上、州縣市令、品子任雜掌・親事・帳内、國子・太學・四門・律・書・算等學生、俊士、無品直司人、衛士、庶士、虞候、牧長、內給使、散使、天文・醫・卜・按摩・咒禁・藥園等生、諸州醫博士・助教、兩京坊正、縣錄事、里正、州縣佐・史・倉史・市史、外監錄事・府・史、牧尉・史、雜職、驛長、烽帥、烽副、防閤、邑士、庶僕、傳送馬驢主、採藥師、獵師、宰手、太常寺音聲人、陵戸、防人在防、及將防年非本州防者、徒人在役、流人充侍（謂在配所充侍者、三年外依常式）使（疑衍）、並免課役。其貢舉人誠得第、並諸色人年勞已滿、應合入流、有事故未敘者、皆準此。其流外長上三品以上及品子任雜掌並親事・帳内、以理解者、

亦依此例。應敘不赴者、即依無資法。¹²⁾

また、復舊獄官令18條に、

〔開三・開七・開二五〕¹³⁾ 諸て流徒罪にて居作する者は、皆な鉗を著く。若し鉗無き者は、盤枷を著く。病及び保有る者は脱するを聽す。巾帶を著くるを得ず。旬ごとに假一日を給す。臘・寒食は各おの二日を給す。役する所の院を出づるを得ず。患假の者は陪日す。役滿つれば本屬に遞送す。

〔開三・開七・開二五〕 諸流徒罪居作者、皆著鉗。若無鉗者、著盤枷。病及有保者聽脱。不得著巾帶。每旬給假一日。臘・寒食各給二日。不得出所役之院。患假者陪日。役滿遞送本屬。〔唐令拾遺〕七七四頁。〔唐令拾遺補〕八二二頁により補訂)

とあることから、居作服役中の徒刑囚・流刑囚の扱いは同じであったことが知られる。¹³⁾ 居作服役中の流人に課役が課されていないことは、前掲の名例律24條疏の記述からも明らかであるが、天聖賦役令・不行唐令15條においても、「徒人在役」の中に流人の居作服役者が包含されていたと考えられる。したがって、流人が配所に護送されてから課役を負担するようになるまでの過程は、次のようであったと考えられる。

- ① 配所への到着
- ② 服役
- ③ 居作滿了（到着後一年経過）もしくは恩赦による居作免除
- ④ 課役の負擔

(二) 計帳と戸籍の作成

(a) 計帳

人民に課役を負担させるため、王朝は臺帳を作成する必要がある。池田温氏によれば、その手順は以下の通りである。¹⁴⁾

① 戸主による手實（戸口・田宅の申告書）の作成

② 里正による手實計帳の作成

③ 里正から提出された手實計帳を縣が淨寫（郷帳）

復舊戸令21條の記述から、毎年の計帳作成のスケジュールについて知ることができる。

〔武・開七〕 諸て計帳を造るは、毎年三月三十日以前に、里正 所部の手實を責し、家口・年紀を具注す。若し全戸郷に在らざる者は、即ち舊籍に依り轉寫し、並びに不在の所由を顯はす。收め訖れば、式に依りて帳を造り、連署して、五月三十日以前に、申して尙書省に送る。

〔武・開七〕 諸造計帳、毎年三月三十日以前、里正責所部手實、具注家口・年紀。若全戸不在郷者、即依舊籍轉寫、并顯不在所由。收訖、依式造帳、連署、五月三十日以前、申送尙書省。〔唐令拾遺〕 一三九頁、〔唐令拾遺補〕 五三三頁、一〇二三頁により補訂)

(b) 戸籍

復舊戸令22乙條

〔開七〕 諸て戸籍は三年に一たび造る。正月上旬起^より、縣司 手實計帳を責し、州に赴き式に依りて勘造す。郷別に卷を爲し、總べて三通を寫す。その縫には皆な某州某縣某郷某年の籍と注す。州名には州印を用ひ、縣名には縣印を用

ふ。三月三十日内に訖る。并びに一通を装潢して、尙書省に送る。州縣には各おの一通を留む。須ふる所の紙筆・装潢は、竝びに皆な當戸の内より出だし、口別に一錢。

〔開七〕諸戸籍三年一造。起正月上旬、縣司責手實計帳、赴州依式勘造。郷別爲卷、總寫三通。其縫皆注某州某縣某郷某年籍。州名用州印、縣名用縣印。三月三十日納〔當作「丙」〕訖。并装潢一通、送尙書省。州縣各留一通。所須紙筆・装潢、竝皆出當戸内、口別一錢。〔唐令拾遺補〕五三三頁）
および、復舊戸令23條

〔開七・開二五〕諸て天下の戸は、その資産を量り、定めて九等と爲す。三年ごとに縣司注定し、州司これを覆し、然る後に籍に注してこれを省に申す。毎に定戸は中年（子・卯・午・酉）を以てし、造籍は季年（丑・辰・未・戌）を以てす。

〔開七・開二五〕諸天下戸、量其資産、定爲九等。每三年縣司注定、州司覆之、然後注籍而申之于省。每定戸以中年（子・卯・午・酉）。造籍以季年（丑・辰・未・戌）。〔唐令拾遺〕二四二頁。〔唐令拾遺補〕五三四頁により補訂）
によれば、戸籍は三年に一度、里正が一年ごとに提出する「手實計帳」に基づき、前年に定められた戸等に準據して、縣の擔當者が州に赴いて作成し、州のチェックを受けた。紙縫には州印と縣印が捺された。戸籍は三通作成され、一部は尙書省に送付され、残りの二部は州と縣に通ずつ保管された。

（三）流人の課役負擔

流人が居作を滿了し或いは恩赦により居作を免除されたのが一年のどの時期であるかによって、次年度分の課役負擔には差が生じたと考えられる。⁽¹⁵⁾ 天聖賦役令・不行唐令9條⁽¹⁶⁾

諸て春季に附する者は、課役竝びに徴す。夏季に附する者は、課を免じ役に従ふ。秋季以後に附する者は、課役俱に

免す。その詐冒隱避して以て課役を免るるものは、附の早晚を限らず、皆な當發年の課役を徴す。逃亡せし者附すれば亦た同じ。

諸春季附者、課役並理。夏季附者、免課從役。秋季以後附者、課役俱免。其詐冒隱避以免課役、不限附之早晚、皆理當發年課役。逃亡者附亦同。

は、課役の對象となつた時期が一年のどの時期かによつて課・役をどのように負擔させるかを規定した條文であるが、名例律24條注「役滿及會赦免役者、即於配處從戶口例」の文言は、こうした規定をふまえたものと見るべきであろう。なお、天聖賦役令・不行唐令10條の規定によれば、侍丁を支給された老・疾の人が死んだ場合、役所への届け出手續きは十日以内に行わねばならないが、課役の除附に關する手續きは「常式」に依ることになつてゐた。

諸て戶口 中男以上及び給侍の老疾人の死する者は、十日内を限り、里正 死家と死せし時の日月を注し、連署し、縣を経て印記せよ。應に課役を附除すべき者は、即ち常式に依れ。

諸戶口中男以上及給侍老疾人死者、限十日内、里正與死家注死時日月、連署、經縣申〔當作「印」〕記。應附除課役者、即依常式。

(四) 流人はいつ配所で附籍されるか

では、流人はいつ配所で附籍されたのであろうか。これまで考察してきたことを整理しておこう。

- ① 戸主による手實の作成・里正による手實計帳の作成は、王朝による課役徴收の根幹をなす。
- ② 流人は居作服役中、課役を負擔しない。里正が作成する手實計帳に、居作服役中の流人の名は登載されていないと考へるべきであらう。

- ③ 居作滿了後もしくは恩赦による居作免除後に、流人は初めて一般人民と同様、課役を負擔することになる。次年度

の課役負擔は、いつ居作が終了したかに應じて差があったと考えられる。但し、戸主が手實を提出するのは年初に限られる。

④ 戸籍は、里正の手實計帳に基づいて、縣が三年に一度作成する。

これら四點を總合して考えれば、流人が配所の戸籍に登録されるのは、居作満了もしくは恩赦による免除から三年以内の間ということになる。

結 び

以上の考察から導き出される結論は、先に検討した滋賀氏の所説を一部否定するものである。すなわち、

(1) 居作が満了し或いは恩赦により居作が免除された時點において、流人とその家屬は配所の戸籍には附されていない。したがって、恩赦があつても流人が郷里への歸還を許されないのは、滋賀説の如く「すでに戸籍が移されたという事實に基づく」ものではない。

(2) 配所で服役中の流人に對する恩赦の効力が居作についてのみ及ぶのは、流刑の構成要素の一たる配所への強制移動が「流人の配所への到着（實は到着すべき期限の経過）」を以て執行を完了しているからである。この點は確かに滋賀氏の解説の通りであるが、問題は、配所への強制移動と居作の關係をどう見るか、である。居作服役中の流人は、假に恩赦に會つても、郷里への歸還を許されない。このことは、流人が配所に留まり続けることが「罪に對するとがめ」ではないことを示している。しかし、流人は未だ附籍されていない。では、なぜ郷里への歸還が認められないのか。おそらくそれは、配所への強制移動が完了しているからである。すでに執行が完了した刑罰について、恩赦は効力を及ぼさない。流刑は、配所への強制移動と配所での居作という二つの要素により構成された刑罰であり、流刑を構成する要素がそれぞれ完了した時點で、それに對する恩赦の効力は及ばなくなってしまう。唐律の法

定刑のうち、流刑のみが複数の要素から構成された刑罰であり、それゆえ、恩赦との関係が若干複雑なものとなっているのである。

なお、流人の管理について、配所の官憲による監視とは別に、刑部による帳簿上の管理がなされていたことを窺わせる資料が、一例ながら存在する。

往時 書を読むに、自ら以て抵滞に至らず、今皆な頑然として復た省録する無し。古人の一傳を読むごとに、數紙以後、則ち再三卷を伸ばし、復た姓氏を觀て、旋にはかに又た廢失す。假令たとひ萬一 刑部の囚籍より除かれ、復た士列と爲るも、亦た當世の用には堪へざらん。

往時讀書、自以不至抵滞、今皆頑然無復省錄。每讀古人一傳、數紙以後、則再三伸卷、復觀姓氏、旋又廢失。假令萬一 除刑部囚籍、復爲士列、亦不堪當世用矣。（『柳宗元集』卷三〇、書、寄許京兆孟容書）

これは、柳宗元が王叔文らに連坐して永州司馬に左遷されていた元和四年（八〇九）に、都に在る許孟容に宛てた書状の一節である。注目すべきは、「刑部の囚籍」という表現で、刑部による流囚の管理が「囚籍」によって行われていたことを示唆する資料として興味深い。「刑部の囚籍より除かれ」とは、柳宗元が「左降官」として永州の地に在る自らの境遇を流囚に見立て、そこから解き放たれるということであり、「復た士列と爲る」とは、官界に返り咲くこと——官人は流刑の實刑を受けた場合、除名の處分を受けるが、六載後に再敘任を許される——をいう。流人の具體的な配所は刑部が決定すること¹⁹を勸案すると、刑部が「囚籍」により流人を管理することになるのは、自然な流れであろう。前掲の資料は、配流された官人が再敘任されるまで「刑部の囚籍」で管理されていたことを推測させるが、庶人としてそれは同様であったと思われるのである。

- (1) 拙著『唐宋時代刑罰制度の研究』（京都大學學術出版會、二〇一〇年）、第二章「唐律の流刑制度」。
- (2) 唐律のテキストは、原則として『律附音義』（一九七九年上海古籍出版社景印本）に據った。〈〉内の文言は原注である（以下の史料引用でも同じ）。
- (3) 唐捕亡律11條。諸丁夫・雜匠在役、及工・樂・雜戶亡者（太常音聲人亦同）、一日笞三十、十日加一等、罪止徒三年。主司不覺亡者、一人笞二十、五人加一等、罪止杖一百。故縱者、各與同罪。即人有課役、全戶亡者、亦如之。若有軍名而亡者、加一等。其人無課役及非全戶亡者、減二等。即女戶亡者、又減三等。其里正及監臨主司故縱戶口亡者、各與同罪。不知情者、不坐。
- (4) 唐捕亡律12條。諸非亡而浮浪他所者、十日笞十、二十日加一等、罪止杖一百。即有官事在佗所、事了留住不還者、亦如之。若營求資財及學宦者、各勿論。闕賦役者、各依法。
- (5) 『唐令拾遺』復舊戶令18條。諸居狹鄉者、聽其從寬、居遠者、聽其從近、居輕役之地者、聽其從重（畿內諸州、不得樂住畿外、京兆河南府、不得樂住餘州、其京城縣、不得住餘縣、有軍府州、不得住無軍府州）。
- (6) 滋賀氏は、戴炎輝『唐律通論』（國立編譯館、一九六四年）二八三頁、及び、井上光貞ほか校注『律令』（日本思想大系、岩波書店、一九七六年）三四頁頭注・四九三頁補注24bを、「現在の通説」として擧げている（『譯注五』一四四頁、註六）。
- (7) 前掲拙著、第三章「流刑の理念と現實」第三節および第四節。
- (8) 前掲拙著、一四〇二頁。
- (9) 大庭脩「漢の徙遷刑」（一九五七年初出。『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年所收）。
- (10) 前掲拙著、二九九～三〇三頁。
- (11) 天一閣舊藏明鈔本（國立國會圖書館藏マイクロフィルム）に據る。但し、『刑統』が缺失している部分についてはやむを得ず『故唐律疏議』に據った。
- (12) 天一閣博物館・中國社會科學院歷史研究所天聖令整理課題組校證『天一閣藏明鈔本天聖令校證 附唐令復原研究』（中華書局、二〇〇六年。以下、『天聖令校證』と略稱）下冊、三九二頁。（一）内は、渡邊信一郎「北宋天聖令による唐開元二十五年賦役令の復原並びに譯注（未定稿）」（『京都府立大學學術報告（人文・社會）』五七、二〇〇五年、一〇六頁の注記に據る）。
- (13) 『刑統』卷三、名例律、犯流徒罪條に引く唐獄官令に、「諸犯徒應配居作者、在京送將作監、婦人送少府監縫作。在外者、供當處官役。當處無官作者、聽留當州修理城隍・倉庫及公廨雜使。配流應住居作者、亦准此。婦人亦留當州□□□配春。」とあることも、この傍證となし得よう。

- (14) 池田温『中國古代籍帳研究』（東京大學出版會、一九七九年、六一～六二頁）。
- (15) 唐律令制下の財政システムについては、大津透『日唐律令制の財政構造』（岩波書店、二〇〇六年）、七〇～七四頁を参照。
- (16) 『天聖令校證』三九二頁。條文中の「理」字は、仁宗（趙禎）の嫌名を避けて、「徵」を「理」と改めたものである。戴建國「天一閣藏明抄本《官品令》考」（『歴史研究』一九九九年第三期）を参照。訓讀では「徵」に改めた。
- (17) 柳宗元が永州司馬時代に詠んだ詩にも、貶謫の境遇を囚人に喩えた表現が散見する。下定雅弘編譯『柳宗元詩選』（岩波文庫、二〇一一年）、四一～四二頁を参照。
- (18) 天聖獄官令・不行唐令6條。諸流移人（移人、謂本犯除名者）至配所、六載以後聽仕（其犯反逆緣坐流、及因反逆免死配流、不在此例）。即本犯不應流而特配流者、三載以後聽仕。有資蔭者、各依本犯收斂法。其解見任及非除名移鄉者、年限・斂法準考解例。
- (19) 前掲拙著、六二～六四頁を参照。

[附記] 本研究は、JSPS 科研費 25284121、25284118、25244015、17H01643 の助成を受けたものです。

**THE ESSENTIAL NATURE OF EXILE IN THE TANG CODE,
FOCUSING ON THE RELATIONSHIP BETWEEN AMNESTY
AND THE TERMINATION OF EXECUTION**

TSUJI Masahiro

This paper argues the essential character of exile in Tang Code beginning with analysis on 24th article of the chapter on names of punishments and rules of their application (名例律). This article regulated the contents of punishment of *liuxing* (流刑). The following are the results of this analysis,

First, although forced labor in a fixed place would be completed or exempted by an amnesty, the person exiled and his household members were not placed on a household register at the place of exile immediately. Even when an amnesty had been granted, the reason the person exiled and his household members were not permitted to return to their original home was not due to the fact that their household register had been moved from their original home to the place of exile.

Second, exile in the Tang Code consisted of two parts, that is to say, forced movement to the place of exile and forced labor in a fixed place. When an exile was granted amnesty at the place of exile, he was only exempted from forced labor in a fixed place, but not permitted to return to his original home. According to professor Shiga Shūzō, the Tang legal system required commoners to maintain their residences in the place indicated on the household register, and as a rule they were forbidden to move freely, and the same law applied to exiles. However, exiles who had not registered their household register at their places of exile were also not permitted to return to their original homes, even though there had been an amnesty. Professor Shiga's interpretation could not explain this contradiction. I think the reason is that once the exile had completed the move to the place of exile an amnesty could not be applied retroactively as the punishment would have already been implemented.